

入 札 説 明 書

当業務は、複数年契約により執行します。履行期間は2年間、入札金額は、2年度分の金額による競争になるので注意してください。

公益財団法人宮崎県立芸術劇場が行うメディキット県民文化センター中央監視管理業務に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、関係法令及び公益財団法人宮崎県立芸術劇場会計規程に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。なお、当該説明書等について質問がある場合は、下記の4に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和8年2月25日

2 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 メディキット県民文化センター中央監視管理業務
- (2) 委託内容 中央監視管理業務
- (3) 委託場所 メディキット県民文化センター（宮崎県立芸術劇場）
宮崎市船塚3丁目210番地
- (4) 委託期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札の参加資格及び指名基準に関する要綱（平成6年11月1日宮崎県告示第1518号の3。以下「要綱」という。）に基づき、設備維持管理業務入札参加資格者名簿中、「電気設備の点検及び保守に係る業務」、「冷暖房設備の運転及び監視に係る業務」及び「冷暖房設備の点検、保守及び整備に係る業務」のすべてに登録された者であり、また「電気設備の点検及び保守に係る業務」の登録においては「電気主任技術者」の資格者、「冷暖房設備の運転及び監視に係る業務」の登録においては、「建築物環境衛生管理技術者」の資格者がそれぞれ当該名簿の資格者一覧に登録された者であること。
- (3) 県内に本店又は支店（営業所を含む。）を有する者であること。
- (4) 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、地方法人特別税及びそれらに付帯する徴収金に未納がないことを確認できる者であること。
- (5) 令和7年度において当該入札に係る物件を受託し、誠実に業務を履行している者、又は令和5年度から令和7年度（履行中で令和8年3月31日までに業務が終了する場合を含む。）までの間に、宮崎県内に所在する建物（施設）において、種類及び規模をほぼ同じくする一契約を1回以上締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。なお、「種類及び規模をほぼ同じくする一契約」とは、建物の延床面積15,400㎡以上の12箇月以上継続したものの一契約とする（別記資料参照）。
- (6) 公告日から入札日までのいずれの日においても、要綱第9条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項の都道府県知事の登録を受けている者であること。

4 担当部局

公益財団法人宮崎県立芸術劇場 総務課（メディキット県民文化センター 2階）
宮崎市船塚3丁目210番地
郵便番号880-8557 電話番号0985-28-3216

5 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり担当部局に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は本業務の入札に参加することができない。

ア 入札参加資格確認申請書の様式 別記様式第1号のとおり

イ 提出期間

令和8年2月25日から令和8年3月6日まで

(休館日(3月2日)を除く。)

なお、受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

ウ 提出場所 4に同じ

エ 提出部数 1通

オ 提出方法

申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (2) 入札参加資格確認資料は次のとおりとし、ア及びイに係る証する書面は6か月以内のものとする。

ア 法人にあつては登記事項証明書の写し又は個人にあつては身分証明書の写し

イ 宮崎県の県税に係る徴収金に未納がないことを証する書面の写し

ウ 本物件の令和7年度に係る契約書の写し、又は令和5年4月1日から令和7年3月31日の間に宮崎県内に所在する建物(施設)における種類及び規模をほぼ同じくするものの一契約の同種業務実績調書(別記様式第2号)、委託業務履行証明書(別記様式第3号)

- (3) 入札参加資格確認結果は、令和8年3月6日までに書面(別記様式第4号)により通知する。ただし、令和8年3月9日に通知する場合は、電送でも併せて通知する。

- (4) 申請書等の作成費用の負担等

ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 申請書等は、返却しない。

ウ 提出期限以降における申請書等の修正及び再提出は認めない。

6 入札参加資格確認に対する異議申立

- (1) 入札参加資格がないと認められた者が、その理由又は確認結果に異議がある場合は、次に従い書面(様式は自由)により異議申立ができる。

ア 受付期間

入札参加資格確認結果の通知を受理した日の翌日から起算して2日以内とする。

イ 受付場所 4に同じ

ウ 提出方法

書面は持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送による場合、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。

- (2) 異議申立に対する回答は、異議申立書を受理した日の翌日から起算して2日以内に通知する。

7 業務の仕様書

別添仕様書のとおり

8 入札説明書等に関する質問及び閲覧

- (1) 入札説明書等に関する質問がある場合は、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

ア 受付期間

令和8年2月25日から令和8年3月6日まで

(休館日(3月2日)を除く。)

なお、受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

イ 受付場所 4に同じ

ウ 提出方法

書面は持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

また、郵送による場合、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。

- (2) (1)の質問書に対する回答は、回答書を作成し、相手方に通知するものとする。

なお、回答書は閲覧できるものとする。

ア 閲覧場所 4に同じ

イ 閲覧期間

令和8年2月25日から令和8年3月12日まで

(休館日(3月2日及び3月9日)を除く。)

なお、受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

- (3) (2)のイに掲げる期間中、(1)の質問書に対する回答を、メディキット県民文化センタ

一（宮崎県立芸術劇場）のホームページ（<http://www.miyazaki-ac.jp/>）に掲載するものとする。

9 入札

入札に参加する者は、別記様式第5号による入札書を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出場所 4に同じ
- (2) 提出期限 令和8年3月12日 午後5時
- (3) 入札書の日付 入札書提出期限以前の日（入札書作成日）を記入すること。
- (4) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着とする。）により提出するものとする。
- (5) 入札方法
落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 代理人が入札を行う場合は、別記様式第6号－1又は2による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (7) 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「3月13日開封《メディキット県民文化センター中央監視管理業務》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名を朱書きし、外封筒の封皮には「3月13日開封《メディキット県民文化センター中央監視管理業務》の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (9) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

10 開札

- (1) 開札の日時 令和8年3月13日 午前10時40分
- (2) 開札の場所 メディキット県民文化センター（宮崎県立芸術劇場）
1階 ミーティングルーム 宮崎市船塚3丁目210番地
- (3) 開札は、入札者又はその代理人1名を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

11 再度入札

- (1) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。
- (2) 入札の回数は、2回を限度とする。
- (3) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。納付の方法は現金又は銀行保証小切手とし、納付の期日は開札の時までとする。落札者の入札保証金は、契約保証金を納付する場合にあっては契約保証金に充当するものとし、納付を必要としない場合の入札保証金及び落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、即時返還する。なお、この入札保証金を返還する場合、利息は付さないものとする。
ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。
ア 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合
イ 当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する

こと。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 過去2箇年の間に、国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）又は公益財団法人宮崎県立芸術劇場と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間にあるもの）を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出した場合で、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

13 入札の効力

宮崎県財務規則の規定を準用する他、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 宮崎県財務規則第125条に規定する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札時点において指名停止を受けている者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲以内で入札した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。

15 その他

この競争入札の落札者は、発注者の指示により速やかに契約を結ばなければならない。

別記資料

入札説明書の3の(5)に係る「種類及び規模をほぼ同じくする一契約」について

中央監視管理業務

入札説明書の3の(5)

なお、「種類及び規模をほぼ同じくする一契約」とは、
建物屋内の床面積 15,400 m²以上の12箇月以上継続したものの一契約とする。

- 建物屋内の床面積については、次により確認する。
 - ・ 建物屋内の床面積は、原則として契約書の写しで確認する。
 - ・ 契約書の写しに記載されていない場合や委託業務履行証明書による場合は、建物屋内の床面積が確認できる仕様書等を添付すること。
- ただし、官公庁の建物は、委託業務履行証明書のみで可とし、確認できる仕様書等の添付は不要とする。

入札参加資格確認申請書

年 月 日

公益財団法人宮崎県立芸術劇場
理事長 松坂千尋 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号
F A X 番 号



令和8年2月25日付けで公告のありましたメディキット県民文化センター中央監視管理業務委託に係る入札参加資格の確認について、下記の書類を添えて申請します。

なお、公告に掲げる欠格要件のいずれにも該当しないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 法人にあつては登記事項証明書の写し（6か月以内のもの）、又は個人にあつては身分証明書の写し（6か月以内のもの）
- 2 宮崎県の県税（個人県民税又は地方消費税を除く。）、地方法人特別税等及びこれらに付帯する徴収金に未納が無いことを証する書面の写し（6か月以内のもの）
- 3 本物件の令和7年度に係る契約書の写し、又は過去2箇年度の間に宮崎県内に所在する1建物（施設）における種類及び規模をほぼ同じくする一契約の同種業務実績調書（別記様式第2号）

同種業務実績調書

住 所

商号又は名称

代表者氏名



| | |
|-----------|----------------|
| 業 務 名 | |
| 発 注 機 関 名 | |
| 契 約 日 | |
| 契 約 金 額 | |
| 施 設 名 | |
| 場 所 | （都道府県名・市町村名） |
| 面 積 | m ² |
| 期 間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |

- 備考 1 公告に掲げる同種業務の要件を満たす業務の受託実績を記載すること。
- 2 契約金額欄については、長期継続契約の場合は12箇月分の金額を計上し、その下に括弧書きで全体額を記載すること。
- 3 面積欄については、建物の延床面積を記載すること（小数点以下の端数は切り捨てること）。ただし、複数業務が合算した契約の場合は、公告に掲げる同種業務に限定した面積を記載すること。
- 4 記載した業務について契約書の写し又は発注者の委託業務履行証明書（別記様式第3号）及び業務の内容が確認できる書類を添付すること。

委託業務履行証明書

| | |
|---------|----------------|
| 業 務 名 | |
| 契 約 日 | |
| 契 約 金 額 | |
| 施 設 名 | |
| 場 所 | (都道府県名・市町村名) |
| 面 積 | m ² |
| 期 間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名



上記委託業務が、誠実に履行されたことを証明します。

年 月 日

発注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名



(※ この証明書は、中央監視管理業務委託に係る入札参加のための審査に使用するものです。)

入札参加資格確認結果通知書

商号又は名称

代表者氏名

様

公益財団法人宮崎県立芸術劇場

理事長 松坂千尋 

先に申請のあったメディキット県民文化センター中央監視管理業務委託に係る入札参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

| | | |
|---------------|------------------------|--|
| 公 告 日 | 令和8年2月25日 | |
| 業 務 名 | メディキット県民文化センター中央監視管理業務 | |
| 入札参加資格 の有無 | 有 無 | |
| | 入札参加資格がないと 認められた理由 | |

(注)

入札書の提出の際、この通知書の写しを添付してください。

添付のない方は入札に参加できませんので御注意ください。

入 札 書 （委 託）

| 入札金額 | 拾 | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|--|----------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 受託の内容 | メディキット県民文化センター中央監視管理業務 | | | | | | | | | |
| 受託の場所 | 宮崎市船塚3丁目210番地 | | | | | | | | | |
| 期 間 | 令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで | | | | | | | | | |
| 入札保証金額 | 免除 | | | | | | | | | |
| <p>上記の金額に100分の110を乗じて得た金額をもって受託いたしたいので、御呈示の設計書、仕様書、契約条項及び公益財団法人宮崎県立芸術劇場会計規程（平成25年4月1日改正）並びに御指示の事項を承知して入札いたします。</p> <p>令和8年 月 日</p> <p>住所 入札人 氏名 印</p> <p>公益財団法人宮崎県立芸術劇場 理事長 松坂千尋 殿</p> | | | | | | | | | | |

入
札
件
等
確
認
済

委任状

私は、都合により () 使用印鑑 を代理人と

定め下記業務の見積入札に関する権限を委任します。

記

- 1 受託の内容 メディキット県民文化センター中央監視管理業務
- 2 受託の場所 宮崎市船塚3丁目210番地

令和8年 月 日

住所

名称

氏名

印

公益財団法人宮崎県立芸術劇場
理事長 松坂千尋 殿

代理人の職名又は本人との関係

委 任 状

使用印鑑

私は、
（ ）を代理人と
定め貴財団が令和8年度において発注する業務等の請負に関する次の権限
を委任します。

記

- 1 入札又は見積をすること。
- 2 契約を締結すること。
- 3 契約金（請負代金）を請求ならびに受領すること。
- 4 入札及び契約保証金の納付ならびに受領に関すること。
- 5 復代理人の選任に関すること。
- 6 その他前各号に関する一切の行為。
- 7 契約の目的 メディキット県民文化センター中央監視管理業務委託
場 所 宮崎市船塚3丁目210番地
- 8 委任期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

令和8年 月 日

住 所

名 称

氏 名

印

公益財団法人宮崎県立芸術劇場
理 事 長 松 坂 千 尋 殿

※ 委任事項は、適宜補正してください。

中央監視管理業務委託仕様書

この仕様書は、公益財団法人宮崎県立芸術劇場（以下「甲」という。）が委託する中央監視管理業務を実施するための仕様の概要を示すものであり、受託者（以下「乙」という。）は、業務の遂行にあたり劇場の公共性及び特殊性をよく認識し、この仕様書に示されていない事項であっても業務の性質上当然必要と思われる業務はもちろん、軽微と思われる業務についても契約金額の範囲内において実施するものとする。

1 目的

メディキット県民文化センターの電気、空調、給排水衛生等各設備全般の安全かつ効率的な運転操作及びそれに必要な日常保守業務を行う。この業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、快適な環境をつくるとともに、各設備の機能が十分に発揮されるよう配慮し、故障の予防発見に努めるものとする。また、諸設備の耐久化及び省エネルギーに資するものとする。

2 対象設備

- (1) 電気設備
- (2) 空調設備
- (3) 給排水衛生設備
- (4) 自動扉
- (5) その他建築設備全般

3 業務内容

- (1) 建物の設備に係る総括管理業務
- (2) 電気、空調、給排水衛生設備等建物の設備に係る運転監視及び日常巡視点検業務
- (3) 電気設備の定期点検・測定・整備業務
- (4) 電気工作物の工事、維持および運用に関する保安監督業務。なお、保安監督業務について、契約と同時に、別に定める電気保安に関する覚書を交換するものとする。

4 業務内容細目

(1) 細目

イ 諸設備の運転及び中央監視

ロ 諸設備の日常巡視点検を行い、異常の有無確認、適切な処置、消耗品の補充交換、各種メーターの点検等の実施

ハ 諸設備の予定表に従った定期点検

ニ 自動扉の目視点検

ホ 照明器具管球類の取替え（ホール内の舞台照明器具は除くが、客席照明器具を含む全ての管球類。）

ヘ 設備関係の測定及び点検などの記録

ト 設備に関する非常の際の措置

チ 別途外注委託によるものの定期保守点検等への立会い（舞台関連は除く）

リ 設備全般及び電気室・機械室・中央監視室の清掃、手入れ

ヌ 設備全般の改善立案及び小修理

ル 光熱水等の使用量集計

ヲ 貯水槽清掃（年1回／2月）

ワ 水質測定業務（週1回）

カ 空気環境の測定（1回／2月）

コ 自動火災報知器の監視

タ 電気事業法並びに関係法令による電気主任技術者に係る業務

レ 上記に定めなき事項は、『国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書』の下記内容に準じて実施するものとする。

- ① 電気設備の運転・監視に関すること

- ② 電気設備（電灯・動力設備、受変電設備、自家発電設備および直流電源装置に関することに限る）の保守および点検に関すること
- ③ 機械設備の運転・監視に関すること
- ④ 監視制御設備の運転・監視に関すること
- ⑤ 執務環境に関すること

(2) その他

- イ 乙は、委託業務の実施にあたり、事前に運転管理の年間計画書及び月間計画書を作成し、甲に提出すること。
- ロ 乙は、設備運転管理業務日誌に必要な事項を記録し、翌日の午前8時35分までに甲に提出すること
- ハ 乙は、エアコンフィルター、ファンコイルユニットフィルター、ロスナイ換気扇フィルター及び給排気口等を常時清浄に保つこととし、清掃計画書を甲に提出すること。
なお、火山灰の降灰時には、他の機器についても適宜対応すること。
- ニ 中央監視室等の内部には、関係者以外は絶対に入れないこと。
- ホ 乙は、甲が依頼する軽作業については、出来るだけ協力すること。
- ヘ 火災等の消火活動については、劇場の消防計画に従って協力するものとする。
- ト 年2回実施する防災訓練に協力すること。

6 業務員の配置等

- (1) 業務員は次の勤務体制で中央監視室等に常時配置するものとし、甲に対し事前に業務員の氏名、履歴等の名簿を提出し、甲の承認を得るものとする。
 - イ 原則として業務時間は、午前8時30分から午後10時までとする。
 - ロ 休館日については、午前8時30分から午後5時30分までとする。
 - ハ 原則として業務の休日は、12月29日から12月31日および1月1日から1月3日までとする。

7 その他の事項

- (1) 業務に必要な次の材料及び物件等は、甲で支給又は貸与する。
 - イ 支給材料
電球、蛍光管、潤滑油、冷媒ガス、燃料、パッキン、フィルター、ベルト、各種水処理薬品。
 - ロ 貸与物件
業務上必要な部屋、電気・電話・ガス・水道等施設。
- (2) 日誌等は下記によるものとし、関係書類の整備保管は厳重に行うこと。
 - イ 設備運転管理業務日誌
 - ロ 保守・点検記録簿
 - ハ 非常用予備発電機試運転記録簿
 - ニ 積算電力計検針記録簿
 - ホ 設備機器台帳
 - ヘ 設備機器補修記録台帳
 - ト 支給物品管理帳
 - チ その他業務上必要な日誌類
- (3) 第3種電気主任技術者は常駐とし、その他委託業務に必要な資格を有するものを配置すること。
- (4) 劇場利用者及び県民等に対して、劇場の品位及び接客水準等を常に保つように努め、面会等の対応に当たって、親切丁寧を本旨として不快な念を抱かせないとともに満足度を高めなければならない。

覚 書

公益財団法人宮崎県立芸術劇場（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、メディキット県民文化センター中央監視管理業務委託契約（以下「契約」という。）で定める「中央監視管理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に掲げる事項について、次のとおり覚書を交換する。

第1条 契約仕様書「7 その他の事項」（3）に定める技術者の選任については、電気事業法第43条第1項及び同法施行規則第52条第1項並びに主任技術者制度の解釈及び運用（内規）に基づき行うものとする。

第2条 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、乙が選任した電気主任技術者の意見を尊重すること。

第3条 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、乙が選任した電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うこと。

第4条 乙が選任した電気主任技術者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務を誠実にを行うこと。

この覚書を交換した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲 宮崎市船塚3丁目210番地
公益財団法人宮崎県立芸術劇場
理 事 長 松 坂 千 尋

乙